

新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第14号

新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則

新潟県基幹病院事業財務規則（平成21年新潟県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前
(報告セグメントの区分) 第146条の2 報告セグメント（地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第40条第1項に規定する報告セグメントをいう。）の区分は、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2) (略) <u>(3) 燕労災病院</u> <u>(4)</u> (略)	(報告セグメントの区分) 第146条の2 報告セグメント（地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第40条第1項に規定する報告セグメントをいう。）の区分は、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2) (略) <u>(3)</u> (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。